（認定日本語教育機関認定基準の一部改正）

第九条　認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（日本語教育課程の目的及び目標） **第十六条**　認定日本語教育機関は、その設置する各日本語教育課程について、次の各号に掲げるもののいずれかを目的とし、当該目的に照らして適切な目標を設定しなければならない。 一　主として我が国の大学、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。）又は専修学校（専門課程又は専攻科（同法第百二十五条の二第一項に規定する専攻科をいう。）に限る。）（第十八条第三項において「大学等」という。）において教育を受けること、我が国において就職することその他の目的のために我が国において日本語教育を受けることを希望して我が国に入国した者に対し、当該目的に必要な水準の日本語を理解し、使用する能力（以下「日本語能力」という。）を習得させるための教育を行うこと。 二・三　［略］ ２　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（日本語教育課程の目的及び目標） **第十六条**　認定日本語教育機関は、その設置する各日本語教育課程について、次の各号に掲げるもののいずれかを目的とし、当該目的に照らして適切な目標を設定しなければならない。 一　主として我が国の大学、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。）又は専修学校の専門課程（第十八条第三項において「大学等」という。）において教育を受けること、我が国において就職することその他の目的のために我が国において日本語教育を受けることを希望して我が国に入国した者に対し、当該目的に必要な水準の日本語を理解し、使用する能力（以下「日本語能力」という。）を習得させるための教育を行うこと。 二・三　［同上］ ２　［同上］ （文部科学省組織規則の一部改正） **第十条**　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
（高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、産業教育調査官及び教科調査官） **第三十二条**　［略］ ２　［略］ ３　高校修学支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。 一　［略］ 二　生徒の奨学に関すること。 ４～６　［略］ （企画官、育英奨学専門官及び就職指導専門官） **第四十条**　［略］ ２　［略］ ３　育英奨学専門官は、学生の育英奨学に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。 ４　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、産業教育調査官及び教科調査官） **第三十二条**　［同上］ ２　［同上］ ３　高校修学支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。 一　［同上］ 二　生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に関すること。 ４～６　［同上］ （企画官、育英奨学専門官及び就職指導専門官） **第四十条**　［同上］ ２　［同上］ ３　育英奨学専門官は、学生及び生徒（専修学校の専門課程の生徒に限る。）の育英奨学に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。 ４　［同上］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。